



党錮事件をめぐる中国歴代の史評

著者	佐藤 達郎
雑誌名	人文論究
巻	70
号	1
ページ	1-26
発行年	2020-05-20
URL	http://hdl.handle.net/10236/00028730

党錮事件をめぐる中国歴代の史評

佐藤達郎

はじめに

今これを書いている二〇二〇年三月、感染症騒ぎに埋もれた観はあるが、昨年六月に爆発した香港のデモは学生たちの政府当局に対する「五大要求」をめぐる長期化の様相を呈し、一時の過激な運動は鳴りを潜めたものの、数千人規模といわれる逮捕者を出しながら現在なお混乱を深めている。中華世界におけるこうした学生を中心とする反政府運動を見ると、ただちに想起されるのは後漢の党錮の禁から五・四運動、天安門事件に至る、歴代中国における学生たちの反政府運動の歴史である。これらの事件を、中国歴代の知識人たちはどのように認識してきたのか。それは換言すれば、伝統中国の専制的支配体制への抵抗運動が、人々の支持ないし批判をどのように受けてきたかという問いであり、その背後には各時代の人々がその置かれた歴状況の中であるべき国家と社会の像を模索する試みがきつとあったに違いない。こうした関心のもと本稿では一つのささやかな試みとして、後漢末の党錮事件に対する中国歴代の史評を、それらの歴史背景にも目を向けながら回顧してみたい。

党錮事件の史評については、つとに増淵龍夫氏による考察がある⁽¹⁾。一九六〇年に書かれたこの論文の中で氏は、党錮事件を清濁両豪族勢力間の政権争いとみる楊聯陞氏の説、またこれが豪族にとどまらず広く全国の知識人階級を

巻き込んだ政治批判運動であるとす川勝義雄氏の説を紹介、批評しつつ、事件の渦中から批判的に距離を置きたいわゆる逸民的人士に注目した。その後、増淵氏の批判を踏まえつつ川勝氏は一九六七年「漢末のレジスタンス運動」と題する論文⁽²⁾で改めて自説を補強し、以後の日本ひいては中国の研究動向に大きな影響を与えることになるとともに、それゆえに理論・実証面での批判を受けてもきた。これら戦後日本、および中国台湾における党錮事件をめぐる学説史の紹介は他に譲るとして⁽³⁾、ここではさしあたり増淵氏や川勝氏の論文そのものの、アカデミックな学説史の文脈とは一応別の時代性に改めて注意を喚起しておきたい。いわずもがなであろうが、増淵氏の論文は一九六〇年の安保闘争さなか、そして川勝氏の第二論文は一九六七年という世界で学生運動の機運が高まった時期に「レジスタンス」の語を冠して上梓されたのである。この両碩学の念頭に、同時代の日本と世界の学生・知識人たちの動向があったことは想像に難くない。

さて、逸民的人士の存在を重視した増淵論文の指摘はその後、東晋次氏⁽⁴⁾らによって発展的に継承され、日本の学界に一定の影響を与えた。しかし増淵氏が同論文を書き起こすに当たって啓発を与えた、陳垣氏の著⁽⁵⁾については（高名な著者が党錮事件の文脈では）言及されることが少ないようである。陳氏は通鑑胡注に込められた微言大義をくみ取り、南宋の遺臣胡三省が党錮事件における太学生たちの高談熱狂を名利を求むものと批判した背景には、胡三省の目の当たりにした南宋末の太学生 of 政治批判の気風、宰相賈似道による彼らの籠絡、その結果としての学生らの阿諛追従があったという。さらに増淵氏は、日本軍占領下の北平で通鑑をひもとき胡氏の微旨を会得したという陳氏自身の述懐を、深い共感を込めて紹介している⁽⁶⁾。このように、伝統中国における党錮事件の史評にも史家の置かれた時代状況が鋭く投影されてきたこと、やや極言するなら史評を通じて史家たちの同時代認識が逆に照らし出されることに、私たちはもう一度目を向けてもよいのではなからうか。そうした関心から以下、東晋南朝以来の歴代史家・思想家たちがこの事件をどう評価してきたかを眺めてみたい。

一 范曄『後漢書』

今日、党錮事件の全容を伝える最も基本的な史料として残されているのは劉宋の范曄『後漢書』、とくにその党錮列伝である。党錮列伝の序文ではまず、春秋の王道陵遲の中でなお仁義の道に拠り世を正そうとした人々のいたこと、次の戦国時代には遊説の士らが巧詐を馳せ、世の好尚を逐つて道德の荒廢を招いたことを述べ、続けて次のようにいう。

漢祖の劍を杖き、武夫勃興するに及び、憲令は寬賒にして文札は簡闊、緒は四豪の烈を余し、人は上を陵がんと
の心を懷き、死を輕んじ氣を重んじ、怨惠に必ず讎い、令は私庭に行われ、權は匹庶に移る、任俠の方、其の俗
を成す。武帝自り以後、儒学を崇尚し、經を懷き術を協たはむむもの所在に霧のごとく会し、石渠分争の論、党同伐異
の説有るに至る、守文の徒、時に盛んなり。王莽專偽し、終に国を篡うに至り、忠義の流、纓紉を見るを恥じ、
遂に乃ち丘壑を榮華とし、枯槁に甘足す。中興運に在り、漢徳重ねて開かると雖も、身を保ち方を懷うこと、弥
いよ相い慕襲し、去就の節、時に重んぜらる。桓靈の間に逮び、主は荒み政は繆り、国命は閹寺に委ねられ、士
子は与に伍を為すを羞ず、故に匹夫抗憤し、処士横議し、遂に乃ち名声を激揚し、互相に題弘し、公卿を品覈
し、執政を裁量す、婞直の風、斯に於て行わる。夫れ上好めば則ち下必ずや甚だし、枉を矯むれば故に直なるこ
と必ずや過ぐ、其の理然り。范滂・張儉の徒、心を清くして悪を忌み、終に党議に陥るが若きは、其れ然らず
や。

—漢初、なお戦国の遺烈を色濃く残した任侠の風は武帝の儒術尊崇以後一変し、「守文の徒」が世を覆うようになる。王莽の篡奪をへて光武中興以後も、保身隱棲の風はいよいよ盛んになった。ところが桓靈の間、暗君のもと国命が宦官に握られ、「士子」が朝廷に出るのを羞じるに至り、「匹夫」「処士」らは慷慨の声を上げ朝廷高官を論評格付け、狷介剛直の氣風が興った、という。このように范曄は、前漢中期以降の儒教尊崇下での士大夫の守文と保身に對し、党禁期の在野の激しい横議、政界批判の風潮を高く評価している。范滂は宦官一味を憎むの甚だしきゆえに「范党」を称せられ第二次党錮で獄死した。張儉も第二次党錮で宦官一味より徒党領袖と目され、亡命して各地で志士に匿われ、ために身を滅ぼす者相次いだ。この二人を代表に、過直の風が党錮の災禍を招いたとするものの、「清心忌悪」として彼らに共感を寄せていることは、後にも范滂と張儉に對する彼の論で見る通りである。

范曄の党錮史観については、吉川忠夫氏の卓論がある⁷⁾。氏は、この序文が逸民伝序文とも共通のレトリックで語られることを指摘した上でこう述べる。「逸民と党人、そのいずれとも宦官の対極としてあらわれた。しかしながら、この両者の一方の逸民は現実をすて、一方の党人はわが身に泥をかぶることもいとわずに現実とたちまじわりつつ奮闘した。そして范曄が称揚するのは、前者ではなくしてあくまで後者であった。」そして、このような范曄の党人への高い評価の背後には、范曄自身が属した南朝門閥貴族の源流としての党人への共感、さらには彼があふれる才気を十全に發揮する場を失っていた劉宋時代の現実とそれへの憤懣—それがゆえに彼は謀反に加担し刑死した—があったことを推測する。党人たちの激越な行動、「ますらおぶり」への彼の傾倒はそうした自身の境遇に一端を發するものとするのである。

吉川氏の所論に、筆者⁸⁾ごときが付け加えうるものはほとんど何もないが、屋下屋を承知でなお多少の記事を挙げて范曄の史観を確認しておけば、党錮列伝中、范滂伝の後に付する「論に曰く」では次のように述べられる。

李膺は汗險の中に振拔し、義を蘊み風を生じ、以て流俗を鼓動す、素行を激まし以て威權を恥じしめ、廉尚を立て以て貴執を振わす、天下の士をして奮迅感慨し、波蕩のごとく之に従わしむ、深牢に幽され室族を破りて顧みず、子は其の死に伏して母其の義を歛ぶに至る、壮なるかな。子曰く、道の將に廢れんとするや、命なり（『論語』憲問）、と。

—党人の領袖、李膺は泰山郡の豪猾・羊元群の処罰をめぐつて失脚、投獄された後、司隸校尉に拔擢されて宦官一味と対決、天下の士を奮起させ、ために家を破り身を滅ぼす者たちが相次いだ。その様を范曄は「壮なるかな」と高く顕揚する。引用される憲問篇の言葉は、季孫氏の家臣、公伯寮が子路（孔門の高弟、当時季孫氏に宰として仕えていた）を主君に讒言し、有力貴族の子服景伯が事態を孔子に訴えたことに対して孔子が答えたもの。正しい政治の道が行われるも行われざるも天命による、公伯寮ひとりですれを動かす得ようか。この孔子の言葉を引き合いに出しつつ、范曄は党人たちの「道」が潰えたのも天命ゆえとし、失敗の責めを彼らに帰してはいない。その一方で、左周黃列伝の論では次のよういう。

孝桓の時に及び、碩德繼いで興る、陳蕃・楊秉は処りて賢宰を称せられ、皇甫「規」・張「奐」・段「熲」は出でて名将を号せらる、王暢・李膺は衰闕を弥縫し、朱穆・劉陶は献替して時を匡け、郭有道（泰）は人倫を奨鑑し、陳仲弓（寔）は下邑に道を弘む。其の余の宏儒遠智、心を高くし行いを絜くし、風流を激揚せる者、勝げて言う可からず。而して斯の道振う莫く、文武陵隊す、朝に在る者は正議を以て戮に嬰り、事を謝す者は党錮を以て災を致す。往車折かると雖も、來軫方に迺まる。傾きて未だ顛れず、決して未だ潰えざる所以は、豈に仁人君子の心力の為せるに非ずや、嗚呼。

李膺もその中に名を連ねる「仁人君子」の心力によって、傾いた王朝の命運はかろうじて保たれたとするのであり、党人たちの心の働き、「心意氣」を高らかに称揚する。吉川氏も指摘する、結果より心情に重きを置く主情主義がここには端的に現れている（こうした傾向は、後述のように明末に至り、陽明学の影響とともに再びよみがえることになるであろう）。かつまた、范滂伝後の論に見える「振拔汙險之中」は、章懷注によれば『漢書』叙伝に引かれる班固の設論（『文選』卷四十五に「答賓戲」と題す）を踏まえた表現である。班固はこの中で、或人が著述に専念する自らを難じて「卒に首尾を攄^のばし翼鱗を奮い、洿塗より振拔し、風雲に跨騰し、之を見る者をして景駭し、之を聞く者をして嚮震せしむる能わず、徒らに経に枕し書を籍き、体を衡門に紆するを樂しむ」というのに対して、それは天下太平の皇世に戦国の事を論ずるものだと反駁する。この或人の言葉を、逆に范曄は李膺の毅然たる生き様への賛辞に転用するのである。党錮列伝序文でも、武帝以後の儒学盛行―班固の讃える礼教的世界―は守文の徒らの保身をもたらししたものとして否定的評価を与えられる一方、党禁期の「婞直の風」がひとたび廢れた戦国任侠の風に連なるものとして賞讃されている。再び吉川氏の言葉を借りれば「范曄は、万事に平静と調和をたつとぶ『漢書』の対極に立つとうとしたのである」。

最後に党錮張儉伝後の論を見ておこう。

昔、魏齊は死を違けて虞卿は印を解く（『史記』范雎列伝）、季布は逃亡して朱家は罪に甘んず（『史記』季布列伝）。而して張儉は時王に怒られ、顛沛して命を仮り、天下その風を聞く者、その壮志を憐れまざるは莫く、争いて之が主と為る。乃ち城を捐て爵を委て、族を破り身を屠るに至ること蓋し数十百所、豈に賢ならずや。然れども儉は区区たる一掌を以て、独り江河を堙めんと欲し、終に疾甚の乱に嬰^まる、多にその量^まを知らざるを見るなり。

疾甚之乱は『論語』泰伯篇「子曰く、勇を好みて貧しきを疾むは、乱る。人にして不仁なるを、之れを疾むこと已甚しければ、乱る。」悪を憎むの甚だしきゆえに区々たる一身で巨悪に向かい党錮の禍を招いた、そのさまを『論語』子張篇を引きつつ、自らの力量をわきまえぬものと難する。彼の壮志、彼を匿った志士たちの心意気を「賢ならずや」と賞賛する一方、手放しの評価ではないであろう。そのことは、酷吏伝の序文一節からもうかがわれる。「中興自り以後、科網稍やく密なるも、吏人の嚴害なる者、前世に方ぶれば省かる。而して閹人親婬、天下を侵虐し、陽球をして王甫の屍を磔にせしめ、張儉をして曹節の墓を剖かしむるに至る。此くの若きの類、衆憤を厭快すと雖も、亦た酷なりと云う。儉は名を知らるれば故に党錮伝に附す。」宦官に対してであれ、張儉の酷吏然たる仕打ちに対してはやはり批判の目を向けざるを得なかつた。ただ彼は世に名を残したゆえに党錮伝に入れたというのである。

二 袁宏『後漢紀』

紹介の順は逆になるが、范書に先行する、まとまって残されている後漢時代史として東晋・袁宏の編年体史書『後漢紀』がある。『晋書』文苑伝中の彼の伝によれば、袁宏は陳郡陽夏の名門袁氏の生まれながら幼くして父を失い、貧困の中で運送業に従事していたときに同じ陳郡陽夏の名門、謝尚の知遇を得、その文才によって名声をはせて官界での昇進を遂げ、やがて大司馬桓温の府僚となる。「性、強正亮直」なる彼は、東晋末に急速に成り上がって帝位を脅かした桓氏と桓温に対し含むところがあつたようで、「東征賦」に東晋の諸功臣を列举する中、ひとり桓温の父・桓彝を載せず、温の怒りを買っている。そのような彼にあつて、史書とは「古今に通じ、名教を篤く」し、「義教を扶明し治体を網羅」し「名教の本、帝王の高義」を明らかにするものでなければなかつた。かくして「略ぼ義教の帰する所を挙げ、以て王道を弘敷するを庶わん」がために編纂されたのが『後漢紀』であるという（『後漢紀』序文）。

同書の党錮事件に関する史評は、孝桓帝紀下卷、延熹九年の第一次党錮の叙述後、および孝靈帝紀上卷、建寧二年の第二次党錮の叙述後に付せられる。第一次党禁の後では、まず上古、天地の道に合致した清静至公の治が敷かれ、万物その理を得ていた時代に続き、中古、そうした政道がすたれて士は一時の好尚に迎合し、矯偽の風が生ずるも、春秋の礼楽衰微の世になお道義を守る先王の余風を存したこと、さらに戦国になると存亡をかけた熾烈な戦いの中で遊説の風が盛んとなったことを述べ、続けて漢代の叙述に入る。

高祖の興り、大倫を草創するや、赭衣を解きて将相と為り、介冑を捨てて廟堂に居るは皆な風雲の豪傑、屈起せる壯夫、師友の淵深なるは得て観る可き有るに非ず、徒らに気勇武功を以て天下に彰われ、而して任俠の風盛んなり。元・成・明・章の間に逮び、師を尊び古を稽み、儒術を賓礼す。故に人その学を重んじ、各の其の業を是とするを見、徒らに一家の説を守り、以て異同の辨を争う、而して守文の風盛んなり。茲自り以降、主はその權を失し、閹豎朝に当り、佞邪位に在り、忠義の士、發憤して難を忘れ、以て邪正の道を明らめんとす、而して肆直の風盛んなり。夫れ憂患を排し、疑慮を釈き、形勢を論じ、虚実を測れば則ち遊説の風、時に益有り。然れども猶お譎詐を尚び、去就を明らめ、君臣を問し、骨肉を疏んじ、天下の人をして専ら利害を俟たしむれば、弊も亦た大いなり。貨財を軽んじ、信義を重んじ、人の急を憂い、人の險を濟くれば則ち任俠の風、時に益有り。然れども私恵を豎て、名誉を要め、意気に感じ、睚眦に讎い、天下の人をして犯叙の權を軽んぜしむれば、弊も亦た大いなり。誠説を執り、規矩を修め、名実を責め、等分を殊にせば則ち守文の風、時に益有り。然れども同異を立て、朋党を結び、偏学を信じ、道理を誣い、天下の人をして奔走争競せしむれば、弊も亦た大いなり。君親を崇び、忠賢を党にし、名行を潔くし、風俗を厲ませば則ち肆直の風、時に益有り。然れども臧否を定め、是非を窮め、万乘に触れ、卿相を陵ぎ、天下の人をして自ら必死の地に置かしむれば、弊も亦た大いなり。…野は朝

を議せず、処「土」は「政」務を談せず、少は長を論ぜず、賤は貴を弁ぜざるは、先王の教なり。…苟くも斯の道を失せば、庶人政を干し、権は下に移り、物は所能を競い、人は其の死を軽んず、乱るる所以なり。乃ち夏馥は形を毀い以て死を免がれ、袁閔は礼を滅し以て自ら全うするに至る、豈に哀しからずや。

一見して明らかなように、春秋の陵遲から戦国遊説の士の馳騁、漢初の任侠の余風をへて元帝以降後漢にかけて儒術興隆とともに各学派の論争、守文の風が起こり、やがて権が宦官の手に移っていく中で忠義の士らが発憤、邪政にあらがったという流れは、レトリックに至るまで先に紹介した范曄の党錮伝序文とほぼ同様で、范曄は袁宏の論を基本的に踏襲していることがわかる。しかしまた明らかなように、後半では一転して党人たちの氣風が世を乱すものとして厳しく難ぜられている⁽⁸⁾。范曄の称揚する「婞直の風」(章懷注「婞は狼なり」、ここでは「肆直の風」(肆直は『礼記』樂記)は、帝権を犯し大臣を侮り人々を死地に駆るものとして、否定的評価を与えられているのである。ここに見られる国家の秩序、社会の安定への強い志向は、先述の『後漢紀』序文に語られる趣旨とも揆を一にするものである。こうした彼の意識の背景には、桓彝以来武門として急速に台頭し、位人臣を極めて帝位をうかがった桓温の存在と、一流名門としての自身への誇りがあつたに違いないことは、中林士朗氏も指摘する通りである⁽⁹⁾。桓温の篡奪の野望は謝安の巧みな政治によつて絶たれるものの、西府軍団を掌握した子の桓玄はついに一時帝位を奪い、その彼を倒した北府軍団の指導者劉裕による晋宋革命以降、実権はいわゆる寒門武人と恩倖の手に移り、上級貴族は現実政治から遊離していく⁽¹⁰⁾。門閥社会の身分秩序にこのような大きな動揺の兆した東晋末の現実が、史家袁宏をして名教と規律秩序の、一見陳腐なまでの⁽¹¹⁾重視へと向かわせたのではなからうか。

第二次党錮後の彼の論についても見ておこう。

夫れ至治と称するは、その乱無きを貴ぶに非ず、万物所を得、その情を失せざるを貴ぶなり。善教と言うは、その害無きを貴ぶに非ず、性理傷わず、性命咸な遂ぐるを貴ぶなり。故に治の興るは、道の群心に通じ、万物の生に在るが所以なり。古えの聖人、その此くの如きを知り、故に名教を作爲し、天下を平章す。天下既に寧んじ、万物の生全きなり。生を保ち性を遂げ、久しくして之に安んず。故に名教の益するや、万物の情大いなり。その治隆なるに當りては、則ち教に資り以て生を全うす。その足らざるに及びては、則ち身を立て以て教を重んず。然らば則ち教なる者は、存亡の由る所なり。それ道衰うれば則ち教虧き、幸いに免るるは苟めに生くるに同じ。教重ければ則ち道存し、身を滅して徒らに死すと為さず、名教を固くするが所以なり。汗と隆とは、世時の盛衰なり。乱れて治理尽きず、世弊れて教道絶たざる所以は、教に任ずるの人存すればなり。それ誠を称して動き、理を以て心と為すは、此れ情の名教に存する者なり。内に己を忘れず以て身が為にするは、此れ名教を利する者なり。名教に情する者は少なし、故に道は千載に深し。名教を利する者は衆し、故に道は当年に顕わる。蓋し濃薄の誠異なり、遠近の義殊なるなり。体を統べて觀るに、斯れ名教を利するものの取る所なり。

万物その性命に安んぜしめるものとしての名教を天下安寧と国家存亡の鍵とした上で、道衰え教失われた世には苟免の風が起り、教の重んぜられ道の存する世には、ために身を滅ぼすことも厭わない死節の風が起るといふ。そして衰亡の乱世にあつて教と道とがなお失われなかつたのは、教に身を尽くす人々のいたためだとする。これは具体的には、第二次党錮によつて司空王暢以下の「民望」たちが獄死したことを指していよう。こうして名教に殉じた志士たちに共感を寄せる一方で、真に名教に情を寄せ、ために動く者は少なく、多くの者は名教を己一身のために利用したに過ぎず、一連の事件全体を通してみるなら、後者が自己を利するべく「取る所」、自ら選び取つ「て起き」たとだといふのである。社会秩序の鍵としての名教の要を強く説きながら、現実には多くの者たちがうわべの名声や一

時の熱狂で名教の士に共鳴、行動し、一連の事件を惹起したのだと言うのであろう。党禁期の過激分子たちへの冷ややかな目は、ここにも一貫していると考えられる。

以上のように、党人たちの皮相な浮薄ぶりを難じた袁宏、逆に彼らの名節への殉義を高らかに称揚した范曄、この正負両様の党錮評は、以後の歴代の史論において、その置かれた歴史環境に応じてこもこも基調をなしていくことになる。以下、北宋から民国初までの歴代の史評を紹介する。本来であれば各論者の思想・史学体系の中にそれら史評を置いて考えねばならないが、そうした包括的検討は現在の筆者の手には余るため、ここでは断片的・表面的なものとならざるを得ないことをあらかじめお許し願いたい。

二三 北宋以降の党錮評

(一) 司馬光『資治通鑑』(以下、時に通鑑と略称す)

通鑑胡注における胡三省の史評については先に触れたように陳垣氏の言及がある。ここでは通鑑本文に即して、司馬光がこの事件をどのように見ていたかを考えたい。

党錮事件に対する司馬光の評は、同書卷五十六、靈帝建寧二年、第二次党錮の顛末を記した後に「臣光曰」として次のように述べられる。

臣光曰く、天下に道有れば、君子、王庭に揚げられ以て小人の罪を正し、敢えて服せざる莫し。天下に道無ければ、君子、囊括して言わず、以て小人の禍を避くも、猶お或いは免れず。党人、昏乱の世に生き、その位に在ら

ずして（論語泰伯「不在其位、不謀其政也」を踏まえるか）四海横流す、而して口舌を以て之を救わんとし、人物を蔵否し、濁を激し清を揚げ、虺蛇の頭に撩み、虎狼の尾を躡み、以て身は淫刑を被るに至る、禍は朋友に及び、士類殲滅して国も随い以て亡ぶ、亦た悲しからずや。夫れ唯だ郭泰のみ既に明にして且つ哲、以てその身を保つ、申屠蟠は幾を見て作し、終日を俟たず、卓乎としてそれ及ぶ可からざるのみ。

―党人たちは道なき末世にあつて、しかるべき地位にあらずして無謀にも口舌によつて世を救おうと志し、結果、一身のみならず士類を滅ぼし亡国を導いた、として、党人のあり方を君子のそれにあらざるものと厳しく指弾する。かたや郭泰、申屠蟠らいわゆる逸民的人士的明哲保身を、余人の及ぶ可からざるものとして高く評価している。末尾の句は『論語』公治長篇、「子曰く、甯武子は邦に道有れば則ち知、邦に道無ければ則ち愚。其の知は及ぶ可きなり、其の愚は及ぶ可からざるなり」。衛の大夫、寧武子は困難な国内外の情勢の中で、時には韜晦の術をも弄して国君の成公をたびたび救った。その、愚人を装った賢明な知計はどうてい余人の及ばぬものだというのであり、ここでは太学生らの熱狂を批判して身をくرامせ難を逃れた申屠蟠の喩えとして引かれている。

司馬光の党人への厳しい評価が、袁宏の史論の系譜を引くことは明らかだが、司馬光の時代と彼の置かれた状況の中でその意味を考えてみたい。いうまでもなく司馬光は北宋の旧法党の領袖であり、彼が『資治通鑑』の編纂事業を進めたのは、神宗熙寧年間、王安石らとの権力闘争に敗れた彼が洛陽に閑居していた時期であつた。かつそれに先立つ英宗年間には、政界を二分した濮議において司馬光自身が台諫として一方の論陣を主導し、歐陽脩らと激しく対立したのである。司馬光の身を置いたこれら党争の経験が、右の史評に影を落としていることは十分に考えられるだろう。またこうした時代背景に加え、彼が党人たちの「位に在らずして」政治を批評する様を難ずる根底には、濮議においても發揮された彼の礼教・名分論への強い信念⁽⁹⁾があつたように思われ、あるいはそうした彼の信条が、袁宏の

史論への共鳴を呼んだとも考えられる。その上で、袁宏には見られなかった逸民の人士への共鳴については、朱子学で強調される「君臣義合」、すなわち君臣の関係は絶対でなく、義無ければそれを絶つとの考え⁽⁴⁾を、強固な名分論者であった司馬光にも認めることができよう。

今ひとつ、通鑑における党錮事件の叙述に関して興味を引かれることがある。同書卷五十五、桓帝延熹九年には第一次党錮に至る経緯が長く述べられ、その叙述の大半は『後漢書』党錮伝と陳蕃伝、そして襄楷伝の引用から成る。桓帝の宦官寵用を厳しくいさめた襄楷の上疏（司馬光は諫官としての経験見識からあえてこの厳しい上疏文をここに引用したのであろう）の中で、襄楷は桓帝の仏教信仰を取り上げ、帝の奢靡が仏教本来の教えに著しく悖ることを述べるのだが、通鑑はこの上疏文を襄楷伝より引用した後に、恐らく『後漢書』西域伝・大月氏国条の記述を踏まえてこう続ける。「永平より以来、臣民に浮屠（＝仏）の術を習う者ありと雖も、而れども天子未だ之を好まず、帝に至り始めて篤く之を好み、常に躬自ら禱祠し、是に由りて其の法浸やく盛んなり、故に楷之に言及す。」むろんこれは、襄楷の上疏文に述べられる桓帝の仏教信仰を補足説明するためのものではあろうが、桓帝自らが厚く信奉したことが後の仏教隆盛の契機となった旨を特記し、その画期性を強調するのである。ちなみに天子自らが仏教を信奉したとされるのは、桓帝に始まるのではない。たとえば『魏書』釈老志には、有名な後漢明帝の仏教信仰の話を紹介して「中国に沙門及び跪拜の法あるは是より始まる」とし、桓帝の仏教信仰も襄楷の諫争に関連して紹介するものの、その画期性については特段言及がない。梁・僧祐『弘明集』後序も「孝桓建華蓋之祭、法相未融」とするのみで、降つて南宋・志磐『仏祖統記』卷三十六、法運通塞志二では「至帝始篤好之」までは通鑑とほぼ同文だが「由是其法浸盛」という社会への影響を示す語はない。これら仏教界の理解から一步踏み込み、司馬光はここに桓帝の仏教信仰とその影響を特記することで、暗君・桓帝と仏教信仰を結びつけ、仏教を批判するかのようである。

司馬光と仏教との関係については木田知生氏に専論がある⁽⁵⁾。氏の紹介によれば、儒家の厳格な規律を奉ずる司馬

光はもとより仏教に対しては批判的態度を取り、当時、国家が寺觀造営にいそしみ国家財政を無駄に浪費していたこと、また道仏の説が儒家の典礼を乱すこと、さらには仏教界（及び道教界）が淫怪誣罔の説もて愚民をたぶらかし風紀を乱していたことを、礼官・諫官としての立場から、あるいはそうした立場を離れて、厳しく指弾した。こうした北宋中期の国家と社会の情勢は、司馬光の目にはあたかも後漢末期の桓帝の仏教熱、のみならず『後漢書』陶謙伝に記される笮融の豪華な仏寺造営などの事蹟とも、重なって映ったに違いない。さらに推測を重ねれば、政敵の王安石が仏教に深く心を寄せたことも、彼の反仏の姿勢を強めたかもしれない。ともかく右に述べた通鑑における仏教批判の論調は、司馬光の同時代認識を強く反映するものであったと考えられるのである。付言すれば、こうした仏教批判は韓愈以来の儒家の道統尊崇と釈老排撃の流れ^④を汲むものでもあろう。

なお、ここで紹介した司馬光における釈老批判については、後にふたたび顧炎武の党錮論に関連して触れたい。

(2) 朱熹『朱子語類』

朱熹と門人たちとの問答集『朱子語類』はむろんその多くが経学上の諸問題を論ずるものだが、後半には政治などの経世に関する議論が含まれ、それに関連して卷百三十四から百三十六までは歴代の治道に関する歴史評価が載せられている。党錮に関する朱熹の史評は卷百三十五「歴代二」の中に見られる。白話文なので訓読すべきでないため、現代語訳を提示する（宋代白話文の語法に暗いため誤りもあるかと思う）。

問器遠、「君等説漢党錮如何。」曰、「也只説当初所以致此、止縁將許多達官要位付之宦官、將許多儒生付之閑散無用之地、所以激起得如此。」曰、「這時許多好官尚書、也不是付宦官、也是儒生、只是不得人。許多節義之士、固是非其位之所当言、宜足以致禍。某常説、只是上面欠一箇人。若上有一箇好人、用這一辺節義、剔去那一辺小

人、大故成一箇好世界。只是一転関子。」賀孫。

先生が器遠に問うた。「そなたは漢の党錮について全体にどうお考えか。」「もとより至るべくして至ったものと言うほかありません。ただ多くの高位高官を宦官と結ばせ、多くの儒生を閑散無用の地につけただけのために、事態は激起してこのようになったのです。」「このとき多くの頭官や尚書はまた宦官に付託せず、また彼らは儒生でもあった（閑散無用の地にいたのではない）。ただしかるべき人を得なかつたのである。多くの節義ある人〔の言論〕はもとよりその地位にあつて発言すべきことではなく、災厄を招いたのも当然である。私が常々言うよう、ただ上に一人のしかるべき人を欠いていたのである。もし上に一人の優れた人物がおり、こちらの節義を用い、かの小人たちを取り除けば、たいがい一つの立派な世界となろう。ただこれが、事態を一転させる鍵なのである。」葉賀孫記す。

朱熹という巨人の思想体系の中にこの一節を位置づけることは、到底筆者の今なし得るところではないが、ここではとりあえず、しかるべき地位にない節義の士たちの言論が災禍を招いたとする彼の論は、党人たちが「その位に在らずして：口舌を以て之を救わん」としたとする司馬光の認識と基調を同じくし、君臣上下の分を説く名分論に沿うであろうことをまず指摘しておく。そのうえで、上〔上面〕、「上」〔上〕にしかるべき立派な人物（「一箇好人」）がいなければならなかつた、と朱熹はいう。ここでいう「好人」とは朱熹の理想とする徳性を陶冶した人物を指すであろう、たとえば『朱子語類』巻十五（大学二）にいう「致知、誠意両節若打透時、已自是箇好人」（朱子語類大学篇研究会訳「致知と誠意の二つの段が、徹底的に実行された時は、既に善人になっている」〔88〕）。そしてこのように人格を完成した者が国家を、天下を指導していくべきであつた―格物・致知・誠意・正心・修身・齊家・治国・平天下―。しかもそれは机上の空論ではなく、宋代の民政官の直面した現実と要請に即応しつつ、朱熹自身が地方官として、あ

るいは有名な社会建設に当たって、民生安定のために自身の思想を実践しつつ醸成した経験に裏打ちされていたはずである⁸⁹⁾。

以上のような朱熹に至る宋学の論調は、明末清初に至って一転することになる。

(3) 黄宗羲『明夷待訪録』

明末、硬骨忠義の臣として魏忠賢ら宦官一味に対峙し、復社での活動と反清復明運動をへて明の遺臣として生涯を終えた黄宗羲（梨洲）は、周知のようにその著『明夷待訪録』で伝統中国の専制体制への大胆な批判を展開し、清末に再び見いだされて「中国のルソー」と呼ばれるようになった⁹⁰⁾。同書「学校」篇では、本来天下の公論の所在であるべき学校が三代以降は朝廷に従属し、やがて朝廷とも乖離して勢力を競う場へと墮した⁹¹⁾こと、さらに書院の隆盛とともに朝廷の是非と相反するに至ったことを述べた上で、史上理想とすべきはただ後漢末と北宋末の太学生であったことを指摘、ついで公論に基づく学校運営の具体的理想像が展開される。後漢末と北宋末に関する箇所は次のようである。

東漢の太学三万人、危言深論し豪強を隠さず、公卿も其の貶議を避く。宋の諸生、闕に伏し鼓に搥り、李綱を起てんことを請う。三代の遺風、惟だ此を猶お相い近きと為すのみ。使し当日の朝廷に在る者、其の非是とせる所を以て非是と為さば、将に盜賊奸邪、正気霜雪の下に懾心するを見んとす。君安んじて国保つべきなり。乃るに論者、之を目して衰世の事と為す、知らず、其の亡ぶ所以は、党人を収捕し、陳「東」・欧「陽澈」を編管し、正に坐して学校を破壊せるの致す所なるを、而して反りて学校の人を咎むるや。

—漢末の太学生たちの、豪強をも避けぬ「危言深論」を、北宋末、対金主戦論者李綱の左遷にあらがい直訴した太学生らのそれと並べて三代の美しい遺風と評し、時の為政者が彼らの声に耳を傾けていれば国家は安泰であったろうに、論者はこれを国家衰亡の事と見なし、逆に衰亡の原因が彼らを逮捕し、学校を破壊したことにあるのも知らず、その罪を学校に帰した、とする。すなわち黄宗羲は司馬光、朱熹らの名分論とは一転し、在野や太学の清議に政治是正の積極的意義を付与するのである。黄宗羲の専制批判と公論の重視、その一環としての右記の教育論については諸先学による多くの言及があるが、ここでは彼の党錮評に関連して次のことだけを確認しておきたい。第一に、党錮の志士らが宦官勢力に毅然と立ち向かったことは、若き日に父を魏忠賢らに殺されて復讐を誓った彼にとつて、決して自らと無縁な過去の出来事とは思われなかったであろうこと、第二に、父につらなる東林党の士たちの活躍と弾圧を目の当たりにし、その後、に結成される復社に多くの生員とともに自らが参加したことも、悪政に立ち向かう党派と太学生への深い共感を彼のうちに喚起したに違いないことである。さらには、党錮期の太学生と並び称される北宋末の太学生についても、対金主戦論者李綱の弁護を訴えた彼らの抗議活動は、対清レジスタンスに携わった自身の経験と重なって映ったことであろう。ただしここに示された史観が決して彼一人の個人的体験にのみ由来するのでなく、明末の特に東林党につらなる人々によつて共有されたものであったことは、溝口雄三氏の指摘する通りである⁽²⁾。かつ先にも触れたように後漢と北宋の太学生の気風を三代の遺風として高らかに称揚することには、東林党や黄宗羲における陽明学の強い影響⁽³⁾を見て取ることができよう、Wm. T. D. バリー氏のいうように彼自身はもはや個人の英雄的行為に対する信念を持ちえなかつた⁽⁴⁾としてもである。

(4) 顧炎武『日知録』

清朝考証学の祖として黄宗羲と並び称される顧炎武(亭林)は、黄宗羲と時代を同じくし、交流を持ったのみなら

ず、復社への参加、対清レジスタンスとその後の遺臣としての人生においても黄宗羲と相通する²⁴⁾。彼の名著『日知録』の卷十三「両漢風俗」には、党錮に関する有名な言及がある。

漢は孝武帝の六経を表章して自りの後、師儒盛んなりと雖も、而れども大義未だ明らかならず、故に王莽の撰に居るや、徳を頌め符を猷ずる者、天下に徧ねし。光武此に鑑みる有り、故に節義を尊崇し、名実を敦厲し、挙用する所の者、経明るく行修まるの人に非ざるは莫く、風俗之が為に一変す。其の末造に至り、朝政昏濁し、国事日ごとに非なり、而して党錮の流、独行の輩、仁に依り義を踏み、命を捨てて渝わらず、風雨晦の如きも、鶏鳴已まず（詩・鄭風風雨）。三代以下、風俗の至れること、東京より尚き者無し、故に范曄の論に以為らく、桓靈の間、君道秕僻し、朝綱日ごとに陵れ、国隙屢ば啓き、中智自り以下、其の崩離せんことを審らかにせざる靡し、而して権強の臣、其の鬪盜の謀を息め、豪俊の夫、鄙生の議に屈す、傾きて未だ潰えざる所以は、皆な仁人君子の心力の為せるなり、と。知言（左伝襄十四）と謂う可し。使し後代の主、循いて革らざれば、即ち風を流して今に至らん、亦た何ぞ可ならざらんや。而して孟德既に冀州を有するや、跡弛の士を崇奨し、其の令を下すこと再三なるを觀るに、汚辱の名、見笑の行を負い、不仁不孝にして治国用兵の術有る者を求むに至る、是において權許迭いに進み、姦逆萌生す、故に董昭の太和の疏に、已に謂えらく当今の年少、復た学業を以て本と為さず、専ら更も交游を以て業と為し、国士は孝悌清修を以て首と為さず、乃ち趨勢求利を以て先と為し、正始の際に至りては、一二の浮誕の徒、其の智識を騁せ、周孔の書を蔑み、老莊の教を習い、風俗又た之が為に一変す。

顧炎武もここで范曄の評語を引用しつつ、光武以来、党錮期に至る士風を有史以来最も美わしいものとして高らかに

たたえ、その後、節行を問わぬ曹操の人材登用と魏のいわゆる「正始の音」に至る談辨の風潮によって風俗は再び墮壞してしまつた、という。一見、范曄の評価を踏襲するかに見えつつも、両者の間には見逃せない違いがある。范曄が高く評したのは党錮の志士たちの、戦国の気風につらなる処士横議、匹夫慷慨の任侠的節義であつた。かたや顧炎武は光武以来の「経術の治」「節義の防」の効用に高い役割を与えるのであり、それは范曄が「保身懷方」の風をいやましたとして退けたものである。またこうした顧炎武の認識にあつて、「周孔の書」を蔑み老莊の教をもてはやす正始の何晏らの士風は、もとより浮華として断罪されねばならなかつた。このような儒術尊崇と釈老排撃が先述の司馬光のそれにつらなることは自ずと見通せようが、またそこには明末の浮薄な士風と、その一つの帰結としての東林派の敗北や明朝復興失敗に対する反省の意が込められていたことも間違いない。そのことは、この文章の終わりをこゝう結ぶことから察せられる。「東京の末、節義衰えて文章の盛んなること蔡邕より始まる。…その文采富みて交遊多きを以ての故に後人為に佳伝を立つ。嗟乎、士君子 衰季の朝に処るや、常に一世の名を負うを以て天下の風気を転移する者、伯喈（蔡邕の字）の人となりを見るに、それ之を戒めんかな。」

(5) 王夫之『説通鑑論』

黄宗羲、顧炎武とともに明末三大思想家に数えられる王夫之（船山）も、やはり明末に復社に属した後、明朝復興運動に身を投じ、晩年は清朝に仕えず遺臣として生涯を終えた人である。その著『説通鑑論』は司馬光の通鑑に記される歴代史実に対する彼の論評を記した歴史評論集であり、明衰亡の時局に深く鑑みた現実的卓論が多いとされる^{四〇}。同書の党錮評については増淵氏も先掲論文の末で言及し、申屠蟠・魏桓ら逸民の人士を「本を知る」ものとし、陳蕃が外戚竇武と結んだことを難ずる旨を、紙幅の都合でごく簡単に紹介している。拙文の紙幅もすでに残り少ないが、ここでは増淵氏の触れていない同書卷八（桓帝）の党錮評を挙げる。

党錮の諸賢、或いは曰く忠は以て身を忘る、大節なりと、或いは曰く激して以て禍を召く、畸行なりと。畸行と言うは、容容（漢書翟方進伝師古注「容容、随衆上下也」）の福を奨め以て士気を墮しむればなり。大節と言うは、較や長と為す、而して猶お定論に非ざるなり。人臣、身を捐て以て主に事え、苟くも社稷を裨くる有らば、之に死するも辟く可き無し。閻主庸いず、讒臣交も構え、社稷を裨くる所無く、而して身を捐て以て難を犯すは、亦た自靖（＝自殺）の忱なり。然りと雖も、太上は直だに君心の非を糾して之を払うに正を以てし、其の次は大権の倒持せる所、巨姦の禍本たるを視、而して之と俱に生きず、猶お忠臣の効なり。然して一姦去りて一姦興り、之を勝けて撃つ莫きなり。若し夫れ瑣瑣の小人、権姦に憑藉して其の悪を售る者なれば、誅するに勝えざるなり、誅するに足らざるなり。君志移り、権姦去れば、則ち屏息して潜伏して蕭条として竄匿せん、亦た悪んぞ多殺を用い以て和を傷わんや。然して其の天下に毒を流し、士大夫に悪を取るは、則ち瑣瑣たる者は人怒を激して不平たらしめ易し、賢者之を知れば、則ち以て誅するに勝えず、誅するに足らざる者と為すなり。乃るに諸賢の扱ぶ所無くして怒り、恤う所無くして過ちて其の刑殺を用い、但だ此曹と勝負を争うは、已だ細ならずや。李膺・杜密は天子の大臣なり、君の邪を匡して其の節を屈せざるなり。膺の嘗て左校に輪作せるは、大姦を撃つを以て刑せらるに非ず、撃つ所の者は一無藉の羊元羣のみ。既に已に時に誦して罔せらるや、則ち向の末を攻めて本を忘るを悔い、以て皇極の安傾を争う、夫れ豈に無道ならんや。伉直の流と搏殺し以て斯須を快ばす所の者は、一野王令張朔のみ、富賈張汎のみ、小黃門趙津のみ、下邳令徐宣のみ、妄人張成のみ、是れ何ぞ社稷の安危に預りて憤盈し以て与に讐殺するに足る者ならんや。侯覽なるや、張讓なるや、桓帝の肘脇に蟠踞し、而して一言も相い及ぶ能う無きなり。人を殺す者は死、而して誅は全家に及ぶ、大辟時有り、而して案に随いて即ちに殺す、赦は上自り頒たる、而して赦後に人を殺す、此くの若きの為は、巨姦に倒授するに反噬の名を以てし、而して卒に能く片語隻句を以て王庭を揚げ以て禍本を祛く莫し。然らば則ち諸君子は姦人と興廢を争い、而

して君と社稷が為に軀命を捐て以て存亡を争うに非ざるか。撃姦の力弱くして一鼓の気衰え易し、其の凶愍に敵わずして身は国と俱に斃るは、他無し、本を捨て末を攻むるの細なること已甚はなはだしければなり。直に嚴嵩を撃ちて椒山（楊繼盛）。内閣大学士嚴嵩の專權を指彈して処刑された。明史卷二百九）の死以て正しく、専ら魏闡を効して応山（楊漣）。宦官魏忠賢の巨悪を彈劾し獄死した。明史卷二百四十四）の死以て光かやく、党錮の諸賢、其の二君子と頡頏するを得ざるは、他無し、岑晷・張儉の流、以て之を累わす有ればなるかな。

—党人たちの忠義に殉じた様を大節とたたえる説、あるいは激越な言動によって災禍を招いた様を畸行と難ずる説、両論を紹介した上で、前者をやや勝るとしながらも次のように批判する。いやしくも国家に裨益する所あれば忠義に殉ずるも可、しかし暗君が言を用いず、讒言交々構えられる中で一身を犠牲にしても国家に益なく無駄死にするだけである。君主の誤った心を正しきに導くのが最上だが、次善は権臣の操る邪政を逃れてともに生きるを潔しとせざれば、それも忠臣のつとめであろう。しかるに姦臣は交々現れ、それらを一々撃つてはきりが無い。そも群小の連中は権臣に付託して悪を働くに過ぎず、君意が移り権臣が去れば彼らも自ずと逃れ隠れよう、彼らをこぞつて誅殺し和氣を乱す必要などないではないか。ただ天下に邪毒を流す輩の中で小人どもは人の怒りを買いやすい「ので誅殺の対象が彼らに向かうのだ」、賢人はそのことを知って、彼らを一々誅殺するまでもないというのである。ところが党錮の諸賢は大小選ばず刑殺をほしきままにし、天子の大臣たるに君の非を正さずして小人どもを仇のごとく誅したの**は、いかにも些末に過ぎよう**。こうした行いは逆に巨悪に反撃の名目を与え、言論によって国家を正すことはついで**できなかった**のである。結局これら君子は君主国家の存亡がために身を捨てるのでなく、姦人と勝敗を争っただけではないのか。彼らの身が国とともに滅んだのも、本来のものから目を背け、些末なものを攻撃した当然の結果である。わが明朝の末、楊繼盛や楊漣が巨悪に立ち向かい身を滅ぼした立派な様とは到底比肩し得ぬ、なぜなら岑晷や張

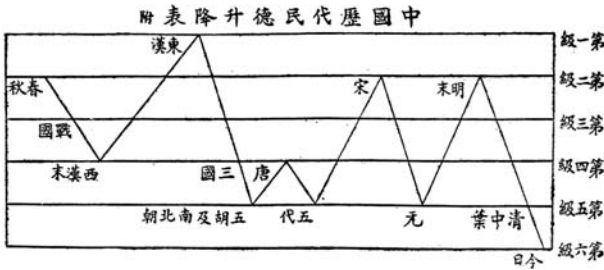
儉らは卑怯にも弾圧の中を逃げ回り、人に累を及ぼしたからである。

王夫之は敬意を込めて党人たちを「諸賢」と呼び、またその大節を讀める説に一定の理解を示しながらも、李膺らが衆情の喝采を博しやす小物の誅殺にいそしみ、天子の匡正という君子本来の務めを果たさなかつたこと、投獄されて後にそれを悔い、なお政争に明け暮れたことを「無道」として厳しく指弾する。しかも彼らは侯覽、張讓ら君側の巨悪には一顧だにせず、張儉らに至つては逮捕の網をかくぐり人々を巻き添えにしたのであり、巨悪に毅然と立ち向かつた明末の士とは比し得ぬという。このように同じく明末清初の激動の中に身を置きつつも、王夫之の党錮評と、黄宗羲、顧炎武のそれとの間には一見大きな開きがある。王にあつては黄、顧のように過去の事蹟に照らして将来に希望を託することが素直にはできなかつたのであろうか。ここには彼の冷徹な目とともに複雑な苦悩があるように思われる。こうした三人の異同については、彼らがふたたび見いだされる清末において、思想家・革命家たちによつて様々に論評がなされているが⁴⁸⁾、ここでは二〇世紀後半における外側からの観察者としてE. バラーシユ氏の説明⁴⁹⁾を引用しておく。「王船山が、大きな夢を持つていなかつたなぞというのは過小評価である。中国の新しい、より科学的な世代の見解——つまり彼は黄梨洲や顧亭林のように、絶対専制下における権力の過度集中の防止に、革新的な努力を傾けた人たちより、一層現実的で科学的な立場をとつたのだと言ふ見解の方が真実に近い。」氏のいう科学的立場とは、王の史論に見られる、現実の歴史の変化と趨勢を必然と認める一種の進歩的史観を指している。

顧炎武らによつて開かれた清朝考証学は史学の分野では乾隆嘉慶の時期に頂点を迎え、錢大昕、趙翼らの優れた成果を生んだ。趙翼『二十二史劄記』（卷五「党禁之起」）、王鳴盛『十七史商榷』（卷三十八「党錮伝総叙」）にも党錮に関する注目すべき史評があり、それらを紹介せねばならないが、あいにく紙数も尽きたので割愛し、最後に梁啓超の党錮評についてごく簡単に触れておきたい。

(6) 梁啓超「新民説」

清末民国のジャーナリスト・政論家そして歴史学・古典学者として多彩な活躍をした梁啓超は、一九〇一年に横浜で創刊した雑誌『新民叢報』の創刊号から一九〇六年の第七十二冊にいたるまで、全二十冊にわたる論説「新民説」を連載し、欧米日本をモデルとした中国近代化にむけての構想を展開した²⁸⁾。一九〇二年の第三十八・三十九合冊掲



『飲冰室合集 6』(中華書局、1989年)より

載の第十八節「論私徳」は、前年発表の第五節「論公德」に呼応するもので、近代国民国家形成のためには国家社会に奉仕する公共道徳「公德」樹立が必要であるとし、そのためにまず、個々人の道徳「私徳」を確立する必要を論ずる。この「論私徳」の中で梁は、中国の長い歴史の中で次第に私徳が墮落してきた原因として一、専制政体、二、覇者による道徳破壊、三、度々の戦敗、四、生計の逼塞、五、學術の無力の五点を挙げ、第二点の中で、先に紹介した『日知録』の一節を引用する。彼はこの顧炎武の論を踏襲して歴代中国の民徳の盛衰をグラフのようにまとめ、党錮に至る後漢の民徳を史上最も優れたものとし、曹操がそれを破壊したとするのである。後漢について北宋、明末が高い値を示しているのは、梁に強い影響を与えた黄宗羲らの史観を踏まえたものではないかと思われる。

狭間直樹氏によれば、「論私徳」以後、「新民説」における梁の論調には一種の転回が見られ、次第に伝統中国の文化「固有の旧徳」とりわけ陽明学への回帰傾向が現れてきたという。その一つの背景は、この間における排滿革命運動の機運の高まりと、梁の前提とする国家主義の枠自体の動揺であり、その中で彼は明治維新を動かした陽明学を、革命的「破壊主義」の是正と中国的維新のために動員しようとしたのだとさ

れる⁽⁹⁾。こうした時代背景と構想のもと、黄宗羲らの史観とともに⁽¹⁰⁾彼らの党錮評が再び新たな文脈でよみがえるのは必然であったといえよう。

以上長々と党錮をめぐる歴代史評を紹介してきた。もとよりあまたある党錮評の一部には過ぎないだろうが、一つの歴史的事件の評価が観察者の置かれた歴史的環境と立場によって大きく変わることは以上からも明らかであろう。ことに党錮のような政治的事件の場合、問われているのは論者自身の立場であるという当たり前のことを念押しして、この駄文を終える。

注

- (1) 増淵龍夫「後漢党錮事件の史評について」(原載『一橋論叢』四四―六、一九六〇年、のち同氏『新版 中国古代の社会と国家』岩波書店、一九九六年、所収)
- (2) 川勝義雄「漢末のレジスタンス運動」(原載『東洋史研究』二五―四、一九六七年、のち同氏『六朝貴族制社会の研究』岩波書店、一九八二年、所収)
- (3) 戦後日本の党錮研究史は、渡邊義浩『後漢国家の支配と儒教』(雄山閣、一九九五年)第七章「党錮」、阿部聡一郎「党錮の「名士」再考…貴族制成立過程の再検討のために」(『史学雑誌』一一―一〇、二〇〇二年)が整理する。中国台湾の研究史は、趙文義「近五十年東漢末党錮之禍研究概況(一九六一―二〇一一)」(『史耘』一七、二〇一五年)に詳しい。
- (4) 東晋次「後漢時代の政治と社会」(名古屋大学出版会、一九九五年)第六章「党錮」
- (5) 陳垣『通鑑胡注表微』(初版科学出版社、一九五八年)。増淵氏が言及するのは、同書第十四「出処篇」。なお第九「感慨篇」にも党錮に関する興味深い叙述があり、ここでは胡三省の感慨を朱熹一門の弾圧、いわゆる慶元偽学の禁に重ね合わせている。
- (6) 増淵氏前掲論文および「歴史のいわゆる内面的理解について―陳垣の場合と津田左右吉の場合―」(同氏『歴史家の同時代史的考察について』岩波書店、一九八三年、所収)

- (7) 吉川忠夫「范曄と後漢末期」(同氏『六朝精神史研究』同朋舎、一九八四年、所収)、「史家范曄の謀反」(同氏『侯景の乱始末記―南朝貴族社会の命運』志学社、二〇一九年、所収)。後者はもと『歴史と人物』昭和四十六年十一月号掲載、「侯景の乱始末記」が志学社より復刊されるに当たり新たに収録された。一般向け書き物のため、想像も交えてより直截に氏の考えを伺うことができる。
- (8) こうした両書の異同についてはすでに王鳴盛が簡単に指摘している。『十七史商榷』卷三十八「党錮伝総叙」。
- (9) 小林史朗・渡邊義浩『後漢紀』(明德出版、一九九九年)解説(中林氏執筆)
- (10) 川勝義雄「劉宋政権の成立と寒門武人」(同氏前掲書所収) 参照。
- (11) 周天游氏はいう。「もとより袁宏の論は名教観を核心とし、その多くは迂遠陳腐な説で、これは魏晋の士族の腐朽した世界観の縮図である。劉知幾も彼を評すらく「玄学の言で粉飾し、玉の杯に底がないようなものだ(見た目は美しいが役に立たない)」と。的確な論評であろう。荀悦「の前漢紀」はまだ経済面から動乱の原因を探り、民生と実務の要を知っていたのに比べれば、彼の名教観はいささかも取るに足らない」(『後漢紀校注』天津古籍出版社、一九八七年、序文より)。腐朽云々はともかくも、彼の論における玄学の色濃い影はやはり魏晋の知的潮流を反映するものであろう。
- (12) 周氏の先掲テキストでは「体統」に作り、周氏は「体統、総括之意也。此句作総而言之解。」とするが、ここでは張烈氏点校のテキスト(『両漢紀』中華書局、二〇〇二年)が「統体」に作るのに従った。『後漢紀』の中で前者が他見しないのに対し、後者は次のように数例見えるためである。「全体を統べる」といった訳語が妥当であろうと考える。
- 袁宏曰：夫百人聚、不乱則散。以一人為主、則斯治矣。有主則治、無主則乱。…総而君之、必統体而後安。然則経綸之方、在乎設官分職、因万物之所能。統体之道、在乎至公無私、与天下均其欲。…(建武十五年四月条)
- 袁宏曰：夫生而樂存、天之性也。困而思通、物之勢也。愛而効忠、情之用也。…此三塗者、其於趣舍之分、則有同異之辨矣。統体而觀、亦各天人之理也。…(延光三年二月条)
- (13) 司馬光が通鑑の中で礼に律せられた君臣の名分を重んじたことは稲葉一郎「司馬光の歴史認識」(同氏『中国史学史の研究』京都大学学術出版会、二〇〇六年、所収)に詳しい。
- (14) 島田虔次『朱子学と陽明学』(岩波書店)『岩波新書』、一九六七年)参照。
- (15) 木田知生「司馬光の仏教観」(『龍谷大学論集』四四八、一九九六年)
- (16) 宋学の源流としての韓愈の道統説と釈老批判については島田氏前掲書参照。

- (17) 『朱子語類』における「上面」について、『漢語大詞典』にその用例を引いて「次序在前的」、「方面、里面」、「官府、上級」の三つの意味を当てる。ここでは第三の意で解したが、第二の「里面」でも解せよう。
- (18) 中純夫編『朱子語類』訳注、巻十五』（汲古書院、二〇一五年）
- (19) 木下鉄矢『朱子学の位置』（知泉書館、二〇〇七年）は朱子学のこのような実践的側面を強調する。
- (20) 島田虔次『中国のルソー』（同氏『中国革命の先駆者たち』筑摩書房、一九六五年、所収）参照。
- (21) 溝口雄三『中国前近代思想の屈折と展開』（東京大学出版会、一九八〇年）下論第二章『明夷待訪録』の歴史的位置
- (22) 東林党、復社と黄宗羲における陽明学の影響については小野和子『明季党社考―東林党と復社―』（同朋舎、一九九六年）参照。
- (23) Wm. T. ドバリ、山口久和訳『朱子学と自由の伝統』（平凡社、一九八七年）
- (24) 井上進『顧炎武』（白帝社、一九九四年）参照。
- (25) 内藤湖南『支那史学史』（内藤湖南全集 第十一卷）筑摩書房、一九六九年）参照。
- (26) 高田淳『清末における王船山』（『学習院大学文学部研究年報』三〇、一九八三年）参照。
- (27) E. バラーシユ、村松祐次訳『旧中国における政治理論とその行政的現実』（同『中国文明と官僚制』みすず書房、一九七一年、所収）
- (28) 「新民説」は高嶋航氏による詳細な訳注があり（『新民説』平凡社（東洋文庫）、二〇一四年）、本稿執筆に際し参照させていただいた。
- (29) 狭間直樹「新民説」略論」（同氏編『共同研究 梁啓超 西洋近代思想受容と明治日本』みすず書房、一九九九年、所収）。ただし高嶋氏前掲書解説によれば、近年の研究では「論民徳」の前後での論理的連続性が指摘されているという。
- (30) 井上氏前掲書も述べるように、顧炎武自身は遅くとも後半生には陽明学と決別していた。とするなら、梁啓超は顧炎武の議論を借りながら、黄宗羲らの影響下に陽明学的な史観を導入、いわば顧炎武の説を換骨奪胎したことになるだろう。